平成２４年（フ）第６７１号
埼玉県川越市寿町２丁目2591番地　市営住宅Ｋ３―506号室
債務者　清水　敏夫
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２号
千葉県木更津市八幡台５丁目20番８号
債務者　水本　玲子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３８９号
新潟市北区早通南５丁目１番２―41号
債務者　横山　十早
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９０号
新潟市北区早通南５丁目１番２―41号
債務者　横山多恵子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県大牟田市小浜町45番地20　小浜県営住宅７棟502号
債務者　溝田　文仁
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７６号
福岡県大牟田市草木85―３内野方、住民票上の住所福岡県大牟田市白金町147番地２白金町公社住宅１棟13号
債務者　小池　利昭
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県大牟田市大字歴木1383番地３　フレグランス木本101号
債務者　松藤　清志
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第６８号
福岡県大牟田市大正町５丁目１番地７　フォレストビル202号
債務者　山内　正雄
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７１号
福岡県大牟田市健老町289番地
債務者　江﨑　裕二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県大牟田市大字草木185番地18　田園コーポ22号
債務者　平川　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県大牟田市大字三池20番地４　コーポノドーム202号
債務者　田島こと中村こと　吉冨　健一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県大牟田市駛馬町98番地　黄金ハイツ203号
債務者　石橋　和美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１６号
北海道士別市東９条４丁目１番地
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１９号
北海道枝幸郡枝幸町北幸町1624番地34
債務者　小野寺澄子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１０９号
宮城県大崎市古川大宮７丁目７番32号
債務者　菅　　俊之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
千葉県松戸市小金156番地　マローブルー北小金206号
債務者　萩原　　翼
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５２号
神奈川県秦野市西田原121番地の１　アルファタウン西田原Ｇ棟103号
債務者　榛葉　弓子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部